

渡辺(ひ)委員

私からは、まずはじめに、6次産業化の取組とサポートセンターについて質問させていただきたいと思いますが、この6次産業化は、本会議の質疑の中でも各会派から質問が出たということも含めて、非常に重要な取組であると思います。

しかしながら、今回、国のスキームとして行うということであり、さらに今後、今まで国が行ってきた事業の継続の中で、それに倍する取組を行っていくということになると、これは神奈川県だけではなくて、全国的にも同じような取組が出てくるということだと思っております。

そうなってくると、その中でどうやって神奈川県の特異性を出していくのか、また、ブランド化というものをどうやって図っていくのかということが課題になってくると思います。単純に、地域の農林漁業者の、今まで未活用であったものを活用して、それを経営のプラスにしていくという点では良い取組だと思います。ただ、もう少し大きな意味での6次産業という捉え方をしたときに、神奈川県課題というののがかなりあると思いますし、その辺を踏まえた県としての取組をやっていないと、全国一律で同じことをやっているという中での優位性は出てこないのではないかと思います。

そこで、6次産業化の推進体制の概要と、その中でのサポートセンターの位置付けをお伺いします。

農業振興課長

まず、概要でございますが、本年度途中から、今まで国が主体的に全て行ってきた推進に関する事業の主要な部分、認定以外の部分が県に移管されることになりました。それに伴いまして、今まで国が委託で設置をしておりました神奈川6次産業化サポートセンターというものを、今度は、県独自で委託をし直して設置をするというようなスキームになっております。

それから、サポートセンターの位置付けでございますが、これは、県が委託により、今回の交付金を用いて設置するものでございまして、本年12月を目途に、運営が開始できるように予定をしております。

このサポートセンターでは、6次産業に取り組もうとしている農林漁業者が、取組初期の段階から相談の対応をいたします。また、商工業者との交流、研修会等への参加、あるいは総合化事業計画という、補助金を受けるために必要な計画認定の策定支援をサポートいたしますし、認定された後は、3年から5年の事業計画が終わるまで、きちんとフォローアップをいたします。ワンストップでフォローアップする、そういう体制と位置付けでございます。

渡辺(ひ)委員

6次産業化施設整備事業費補助が、今回補正で約3,300万円ついていますが、具体的にどんな事業なのかということと、この補助金を利用するためには、どん

な要件が必要なのか確認させてください。

農業振興課長

まず、事業者につきましては、これから認定を予定しております社会福祉法人がごございます。

その社会福祉法人が農園を経営しておりますので、そこで生産された農産物を加工するための施設を整備するために補助を受けるものでございます。

次に要件でございますが、二つございまして、計画が3年計画であれば、3年後に3%収益が上がっていること、5年であれば5%上がっていること、これが一つ目でございます。二つ目は、最終年度になったときに必ず黒字になっていること、これが二つ目の要件でございます。

渡辺(ひ)委員

この事業というのは、補正で今回出ていますが、今後、当然このスキームの中で、いろいろなものが出てきたときに、予算を引き続き確保できるのでしょうか。

農業振興課長

来年度につきましては、確保されることになっておりますが、今後どうなるのかということにつきましては、農水省に問い合わせても、予算でございますので、単年度としか答えられないということで、事業の継続年度については示されておられません。

ただ、この6次産業化自体は、農水省が示す成長戦略の中の柱の一つとして位置付けられておりまして、10年先までということでございますので、そういった中に位置付けられているものであると理解しております。

渡辺(ひ)委員

先ほどの答弁にありましたように、計画自体は3年とか5年という事業の中で、スキームの長さの問題というのが気になる場所ですので、県の立場として、国に引き続き継続を申し入れていただくことを要望します。

次に、国の総合化事業計画の認定基準がどうなっているのか確認させてください。

農業振興課長

総合化事業計画の認定基準自体は、6次産業化に取り組むという意味と計画がきちんとしていけば、基準をクリアすることができます。ただし、先ほど申し上げましたように、売上げが、例えば5年だと5%上がること、最終年度の黒字ということが必須条件になってまいります。

渡辺(ひ)委員

そうしますと、県内の19件については、取組事業の規模等というのは、認定の要件とはなっていないという認識でよろしいのでしょうか。

農業振興課長

そのとおりでございます。

渡辺(ひ)委員

大きなところが取り組む事業もあれば、小さな農家の取組ということもあると思いますので、それがしっかり担保されてるということは重要だと思います。

そして、この6次産業化の取組は、国の大きなスキームがあって、それを県が今度代わりに行うということで、何か使い勝手の悪さとか、課題といったものはないのでしょうか。

農業振興課長

総合化事業計画を立てた後の事務手続に時間がかかり、県内の事例ですと、やろうと思って計画を立て始めてから認定を受けるまで、大体半年の時間がかかります。その間は事業に着手できませんので、加工施設や、あるいは事業化をしようとする人には、時間的なロスになってしまって、なかなか取り組めないということが課題でございます。

そういうこともございますので、事業者の中には、投資規模を少なくして、例えば200万円、300万円くらいで加工施設を造ってしまって、ソフト部門、例えば流通・販売とか、ネットワークづくりといった部分の支援を希望する場合も考えられます。サポートセンターでは、そういった相談も受けることができますので、今後そういった支援が多くなるものと考えております。

渡辺(ひ)委員

手続の問題が一番大きい問題であれば、その他の問題も内在していると思いますが、県独自で解決する方策というものは考えられるのでしょうか。

農業振興課長

予算的な措置につきましては、なかなか厳しいものがございますが、事業の掘り起こし、あるいは取組の技術的な支援を幅広く行うということはできると思います。

渡辺(ひ)委員

事業化を図ってから、開始までに6箇月かかるという、その前段階でサポートをすることによって、その後の事業展開が早くなるといったようなことが、いろいろ考えられると思います。そういった商品開発だけでなく、制度設計の取組での神奈川らしい取組、他県と違う独自性といったものを、まだ時間が少しありますので、柔軟に御検討願いたいと思います。

次に、サポートセンターの具体的な機能として、サポートを誰が行うのか、その人選は、これまでの国のスキームを引き継ぐのか、それとも県が新たに人選をするのかお伺いします。

農業振興課長

誰がアドバイスをを行うのかということにつきましては、これから委託いたしますサポートセンターを運営するコンサルタント業者が抱えております職員の質によることとなります。したがって、慎重に選定をすることが必要であり、条件といたしましては、中小企業診断士を抱えていること、マーケティング分野の専門知識を持った職員を配置していることとなっております。

それ以外には、より専門的な部分、より広範な課題を解決するために、国が認定する6次産業化プランナーが配置されておまして、こちらは無料で活用できますので、そうした人材を活用していくということになります。

渡辺(ひ)委員

コンサルタント業者の選択は非常に重要なので、様々な情報を得ながら選定をお願いしたいと思います。

そして、今度の選定というのはどういった条件で行うのでしょうか。

農業振興課長

今後の業者の選定でございますが、業者の過去の実績も加味したいと思いますし、また、業者の持っている人材等といったものにつきましても、条件の中に入れて選定してまいりたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

細かいことですが、この業者の選定基準については、例えば神奈川の委託を受けると、他県のコンサルタントの委託を受けることができないということなのか、それとも複数の県のサポートセンターのコンサルタントの委託を受けることができるものなのでしょうか。

農業振興課長

基本的には、神奈川県内のサポートができる、神奈川県内限定の事業者ということになります。

渡辺(ひ)委員

選択肢の問題が多少出てくるでしょうが、有用なコンサルタント業者を是非選定していただきたいと思います。

続きまして、花菜ガーデンについて何点か伺いたいのですが、まずはじめに、この事業をPFIにした場合の神奈川県としてのメリットについて教えてください。

農政課長

PFI事業は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行うものでございます。民間の資金やノウハウを活用することで、公共が直接実施するよりも効率的かつ効果的な公共サービスを提供できる事業について、PFI事業を用いるということでございます。

花菜ガーデンにつきましては、設計から運営までを民間事業者に委ねることで、事業費の縮減及び県の財政支出の平準化ということがメリットとして見込まれました。

事業費の削減につきましては、VFM、バリュー・フォー・マネーという、価値に対するお金はどうかということで、PFI事業を実施するときに検証をしております。そのときの検証では、公共が直接実施するよりも、削減額が3億8000万円程度、全体の7%程度が見込まれるということで、PFI事業で行った方がそれだけ安い費用でできるということで検討をしております。

また、設置目的の、県民の農業理解を促進していくということと、より多くの県民の方に利用していただくということで、企業の持つ広報戦略、企業とのタイアップ、イベントの内容等、民間企業のノウハウが活用できるのではないかとということで、PFI事業を採用したということでございます。

渡辺(ひ)委員

その3億8,000万円についてですが、これは運営費や事業費、人件費も全部含めた額ということでしょうか。

農政課長

施設整備費、運営費等全てを合わせた額に対してのものでございます。

渡辺(ひ)委員

この事業については、様々な課題が出てきているわけですが、事業者に対する運営費の県の支払額約6,000万円と資料に記載がありますけれども、この額の具体的な算定方式というのはどのようなものなのか教えてください。

農政課長

PFIの事業者の提案の段階で、その事業全体の運営費というのが2億3,000万円という事業者の積算がございまして、それに対しまして、入園料金収入等の見込みも、事業者の方が入園者数から1億7,000万円という見込みを出しまして、その差額ということで、県の方から6,000万円という支払額がPFI契約の中で定められたということでございます。

渡辺(ひ)委員

報告資料に、入園者数が22年度の2年目から約34万人という計画がありますが、これは長期契約を結ぶ中で、先々大体どのような推移をするといった計画書案になっているのでしょうか。

農政課長

事業者の20年間の積算でございまして、平成22年が34万人強ということで積算がございまして、それから徐々に入園者数が減っていき、20年後の最後の年、平成41年度につきましては30万人程度を見込んでいます。そして、20年間の平均として、大体32万人程度の入園者を見込むという計画になっております。

渡辺(ひ)委員

例えば、通常の施設であれば、老朽化などで、30年間で入園者数が大きく減るということはあると思いますが、このように自然環境を相手にしているようなものでは、植物のボリュームが増して充実してくるので、そういった計画とはかい離が生じると思います。

その上で、少なくとも現在、この計画書と実績が大きくかい離しており、特に入園者数が既に何年も未達となっておりますが、こういう場合の事業者責任について、契約を結んだときのペナルティーはどうなっていたのでしょうか。

農政課長

事業者が、施設の維持と運営を適切に行っているかどうかということに関しましては、県の方でモニタリングを実施し、確認をしております。

モニタリングの結果、維持、運営等について、契約もしくは仕様書などに記載されている水準を満たしていない事項の存在があった場合には、県から事業者へ支払う金額の減額をするという契約になっております。

ただし、入園者数につきましては、利用料金制を採用しており、需要リスクを

事業者が負うということにしております。また、県からは努力目標といたしまして、県が積算した25万6,000人を確保するということで定めておりますので、ペナルティーの対象としておりません。

渡辺(ひ)委員

どれだけ多くの県民に様々なものを供与できたかという視点で見ますと、この数字の乖離は看過できないと思います。現在トライアルを行っているから譲歩いたしますが、私どもも、準備期間から、開園のときから注視していきまして、期待していた部分があるのですが、そういう意味では期待外れという気がします。そして、ペナルティーはないということですが、やはり早くその目標の数字に近付ける努力はしていただきたいと思います。

その上で、この県の運営費の支出額が約6,000万円とありますが、これはずっと同じ額なのですか。

農政課長

若干動きます。2億3,000万円という運営費に対しまして、入園料金収入見込みは、入園者数が減ることによって暫減していきますので、それに合わせまして、県の負担額は少し増えるということになり、平均しますと約6,000万円ということでございます。

渡辺(ひ)委員

中長期で見たときに、入園者数が当初こうだったけれど、最終的な見込みがそれ以上に入ってきたということになれば、多少柔軟に対応するようなことも必要であると思いますので、これは要望とさせていただきたいと思います。

トライアル期間の後に、場合によっては、かながわGAパートナーズが倒産したりとか、この事業から撤退をするという可能性はないのでしょうか。

農政課長

現在トライアルに取り組んでおります中で、収支は改善してきているという状況でございますが、仮にかながわGAパートナーズの赤字が大きくなった場合には、企業として倒産の可能性がございます。

その場合、倒産前に事業者が事業から撤退するのは、基本的にはないと考えておりますが、倒産してしまえば、契約の打ち切りということになってしまいますので、そうならないように、トライアルの方向をよく見定めまして、入園者数の増加と収支の安定に努めて参りたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

この事業者は、オリエンタルランドの小会社であって、グループで支えていこうという環境があるので、すぐにはという話ではないけれども、普通の民間企業ならば、そういった可能性は十分にあると思いますので、その辺はしっかりと注視しながら対応をお願いしたいと思います。

その上で、このトライアル期間の成果をどのように評価されているのかお伺いします。

農政課長

トライアルは、平成 25 年度の入園者目標を 18 万人程度と想定いたしまして、3 年間のトライアルをスタートさせております。現在の見込みでございますが、19 万 4,000 人程度になる見込みでございます。そういう意味では、うまくいっていると評価しております。

ただし、事業者の経営上の損失が生じている状況であり、まだ安定した事業に到達しておりませんので、更なる努力に向け、様々な取組を強化してまいりたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

資料の中に、この後の取組として、開園時間や休園日等の見直し、閑散期対策の更なる強化、入園料の変動料金制の導入の可能性を検討するとあります。先ほどの不安を払拭するには、やはり収入の部分が重要になってくるので、単純に変動料金制の導入といっても、うまくやらないと難しいと思いますので、しっかり御検討いただきたいと思います。

そして、このトライアルを見定めた段階で、もう一回本当にこの中長期の計画と提案内容、事業の内容が今のままでよいのかを検討し、県も選択した責任があるわけですから、単純にこの収支で事業者頑張れということだけではなくて、県民の有用な施設としてしっかり存続をし、更に活性化するように、契約内容の変更とまでは言いませんが、その辺を前向きに検討していただくよう要望させていただきます。

続きまして、かながわ里地里山保全等促進指針の改定骨子案について伺います。

改正骨子案のポイントとして、里の力の中で、里地里山の資源を活用した経済的活動とありますが、これまでの活動と支援の状況について教えてください。

農地保全課長

これまで行ってきた経済的活動の取組でございますが、例えば団体がお祭りなどのイベントを開催して、そのときに地域で収穫された農産物を販売して、経済的な資金を得ていくことなどが挙げられます。これにつきましては、県も、助言や経費の一部補助などの支援をしております。

また、企業と団体との連携ということにも、最近取り組んでおりまして、現在、県内の大手のスーパーで、団体によって収穫された農産物などを売っていこうという商談を進めており、具体的な話が進んでおります。そういったところで、県はマッチングをさせていただいております。

渡辺(ひ)委員

次に、まちの力のところで、今後情報発信に努めるとありますが、これまで県として、予算的な支援というのは行っていたのでしょうか。

農地保全課長

これにつきましては、県民理解の促進ということで、子ども里地里山体験学校の開催ですとか、シンポジウムの開催を行ってきたところでございまして、県はその費用を予算計上しております。

渡辺(ひ)委員

先ほどの里の力のところに戻りますが、団体に対して、県としての直接の補助といった支援はないのでしょうか。

農地保全課長

団体に対しましては、今年度は平均で約 45 万円を、市町村を通じて補助しております。

渡辺(ひ)委員

その 45 万円というのは、1 団体 1 年間の金額という捉え方でよろしいですか。

農地保全課長

そのとおりでございます。

渡辺(ひ)委員

県のような補助を、例えば減額しながら、団体の自立を図っていくというようなお考えはあるのでしょうか。

農地保全課長

団体につきましては、将来的には自立できるように、例えば経済活動を充実させるための支援を行い、補助金に頼らなくても活動していけるようになっていただければと考えております。

渡辺(ひ)委員

ここで骨子案の見直しをして、まだまだ団体を増やしていこうという県の目論見がある中で、今まであった予算措置は、その分当然増えてくると思うのですが、そうではなく、自立できるものは自立させておきながら、新たなものを増やしていくということは、無理があるような気がします。いろいろな考え方があるでしょうから、一概に否定はいたしません、その点は個別にきめ細かく対応していただきたいと思えます。

そして今回、里の力とまちの力のコーディネートの仕組みづくりを行うとありますが、これまでも協議会という考えがありましたけれども、どういうものなのでしょうか。

農地保全課長

まず、コーディネートの仕組みとして想定しておりますのは、里地里山の実情や保全施策に精通している、例えばNPOの方をコーディネーターとして配置することを考えております。コーディネーターは、現地に入って課題を分析して活動に当たること、あるいは活動立ち上げ前の合意形成等に当たり、助言等や行政等との調整を行うこと、企業との連携やボランティア派遣など、里の力とまちの力の連携を図る総合調整の役割を担っていただくことを考えております。

現行の指針では、協議会というものを考えておりまして、県、市町村、活動団体、農林業関係者、企業、消費者等の多様な主体が参加して、里地里山の保全等の活動や施策の進め方を話し合う司令塔としての役割といった大きな組織を考えておりました。その中では、具体的には、様々な主体の意見交換や協議、保全等の活動に係る情報の集約、大学、研究機関等との連携による調査・研究の方針等

の検討などをしてもらうことを考えておりました。

しかしながら検討を進めていた中で、団体から、団体間の意見交換の場をつくりたいという共通した要望がございましたので、いずれは協議組織を検討するものの、まずはファーストステップとして交流会をつくろうということで、毎年開催しているところでございます。

渡辺(ひ)委員

私個人としても、里地里山の活動をしたことがあるのですが、ともすると限られたエリアの中での人脈、人材になるケースもあります。そのため、非常にコーディネーターの役目というのは重要になっていて、例えばリタイアされた方々に、活動に入っていただくような仕組みづくりをするために、県民サポートセンターを活用しながら、力を集約していくとか、情報発信をしていくということが大事であると思います。

そして、施策展開の視点として、保全等の活動の検証・評価とありますが、これが追加された背景や経緯についてお伺いします。

農地保全課長

背景でございますが、団体との意見交換を行う中で、自分たちの活動がどのように評価されているかを知りたいという話がありました。また、参加しようとする県民の方や企業の方からも、自分たちの活動にどういう意義があるかという動機付けのようなことも必要であるという話が、専門委員会の方々からもございました。

そこで、保全活動の効果を検証して、それを情報発信していく必要があるだろうということで、検討しているところでございます。

渡辺(ひ)委員

これまで、例えば一生懸命取り組んでいらっしゃる団体の検証といったことは、制度的にあったのでしょうか。

農地保全課長

検証という形では行ってきておりませんが、隔年でシンポジウムを行っている中で、活動団体から幾つか事例発表をしていただいております。その後、その団体ですとか基調講演をしていただいた方々たちで、パネルディスカッションをして議論していただいているなどの取組はしております。

渡辺(ひ)委員

骨子を見直すということで、大きな県としての取組の体制づくり、検証制度の創出など、様々な取組で、この制度が前に進んでいくことを検討していただくよう要望いたしまして、私の質問を終わりにします。